

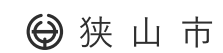


第5次狭山市総合計画

基本構想 令和8(2026)年度
前期基本計画 令和12(2030)年度



第5次狭山市総合計画
基本構想
前期基本計画



狭山市紋章

中央に片仮名の「サ」を置き、周囲に山を配して狭山を象徴しています。中央の「サ」は常に中心の安定を保持し、山をもって円く囲んだのは市民共同一致して円満なる発展を意味しています。

昭和29年12月18日制定



狭山市民憲章

わたくしたちは、入間道(いりまじ)の昔から、武蔵野の大自然と入間川の清流にはぐくまれた狭山の市民です。わたくしたちは、郷土を愛し、誇りをもって緑と豊かな近代都市を築くため、ここに憲章を定めます。

- 1 秩序と規則を守り、平和なまちをつくりましょう。
- 1 教養を深め、文化の高いまちをつくりましょう。
- 1 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 1 勤労を尊び、健康で豊かなまちをつくりましょう。
- 1 人権を重んじ助け合い、明るいまちをつくりましょう。

昭和49年10月26日制定

狭山市の花、木、鳥



■ 市の花：つつじ

つつじは、市内の山野に多く自生しています。また、古くから稲荷山公園のつつじとして、親しまれている花です。



■ 市の木：茶の木

狭山茶は、鎌倉、室町時代から銘園5場の一つとして名声をうたわれ、古くから市民が愛着を持ち続けている木です。



■ 市の鳥：おなが

おながは、尾が長く、姿が優美な鳥で、市内に多く見られます。

昭和49年10月26日制定

都市宣言

狭山市交通安全都市宣言

時代の進運に伴い交通車両の激増とそのスピード化が文化の進展、国民生活の向上に多大な役割を果しつつある反面道路環境整備の遅滞、交通道義の低調、運転者並びに歩行者の交通ルール違反等に起因する交通事故発生は増加の一途をたどっている。

本市の交通事情も又、ふくそうを極め特に国道第16号バイパスは交通量、交通事故発生件数共、県下の上位を占め最早このまま放置できない実情である。

本市は5万市民の悲願をこめて、人命尊重と市民生活の安全確保の観点に立ち、交通事故の絶滅を期し、一致協力して遠く、かつ、至難な交通安全へのいばらの道をたゆみなく、ねばり強く、突き進んでゆくことを議会の総意をもって誓うものである。右宣言する。

昭和42年8月18日

狭山市平和都市宣言

清らかな入間川の流れ、緑豊かな武蔵野の自然の中で、安らぎに満ちた平和な日々を送ることが、私たちの願いです。

私たちは、再び、戦争によって平和なまちが脅かされることのないよう、あらゆる国の核兵器が廃絶され、世界の恒久平和が確立されることを強く望みます。

狭山市は、平和で豊かな社会を築き、次の世代に引き継ぐため、平和を願う心を結集し、市制施行35周年を期して、ここに平和都市を宣言します。

平成元年12月22日

すこやかさやま宣言

身も心もすこやかでありたい、それはいつにかわらぬ私たちの願いです。

豊かな自然の恵み、知恵と情緒に培われた文明や文化、そして情愛細やかな共同体は、これまで私たちの「からだ」と「こころ」を、どれほど育んできたことでしょうか。

ここ狭山には、入間川の清流や武蔵野の緑野、歴史を偲ばせる伝統行事になごやかな交わりが、いまなお息づいています。

このさわやかで詩情漂う風土を尊び、そこに家族共々くつろぎ、時に自然散策・スポーツ、時にレジャー・教養に親しむなら、私たちの願いはきっと叶うことでしょうか。

そのような想いをこめ、ここに「すこやか都市さやま」を宣言します。

平成4年11月1日

『みんなでつくる すこやかな うるおいのまち わが狭山』

狭山市・狭山市健康づくり推進市民会議

『この地球、資源は有限、未来は無限』—リサイクル都市・狭山—

私たちは、豊かさを追求するあまり、地球の恵みへの感謝を忘れ、大量生産、大量消費、大量廃棄の暮らしを続けてきました。このままでは、資源はやがて底をついてしまいます。

子供たちの歓声や、小鳥のさえずり、

そして私たちの住む武蔵野の光と風が消えてしまわないうちに、

ちょっと立ち止まり、これまでの暮らしを見直し、

限りある地球の資源と自然を、つぎの世代に伝えていくことを考えましょう。

それはものを生かして使うことからはじまります。

これまでの使い捨ての暮らしをやめ、

「一人ひとりが、足元から」を合言葉にリサイクルを実践しつつ、

自然とのふれあいを大切に感性豊かなライフスタイルを築いていくことを、ここに誓います。

宣 言

緑と健康で豊かな文化都市・狭山を

つぎの世代に引き継ぐため、

私たちは、限りある地球資源を大切にしつつ、

自然と調和したリサイクル型社会の実現をめざします。

平成8(1996)年11月2日

ともに未来へ



はじめに

このたび、令和8(2026)年度から10年間のまちづくりの指針となる「第5次狭山市総合計画」を策定いたしました。本市は、先人たちの英知と不断の努力、そして情熱によって、首都近郊の住みやすい住宅都市として、また、県下有数の工業都市として大きく発展してまいりました。

しかしながら、昨今の社会情勢は急激に変化し続けており、私たちの未来がどのように変わるのか、将来を見通すことが難しい時代になっております。

本計画の基本構想では、本格的な人口減少時代の到来をはじめとした本市が直面する課題に正面から向き合い、「これまで」の着実な歩みを継承しながら、将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現を目指すこととしております。

今後5年間に取り組む施策の基本的な方向性を示す前期基本計画では、「若い世代を伸ばそう」、「まちと産業の進化を目指そう」、「人生100年時代を支える健康と安全を守ろう」、「みんなの力で未来につなごう」をテーマに、本市に関わる全ての人たちと「これから」に一層の視点を置いた実効性の高い施策に取り組むこととしております。

本市が、もっと豊かで便利に、そして「住みたい」「住み続けたい」まちとなるよう、次世代につながる元気な狭山市の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、総合計画審議会委員や市民ワークショップにご参加いただいた方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた皆さまに心から感謝申し上げますとともに、計画の推進にあたりましても、なお一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和8(2026)年3月
狭山市長 小谷野 剛





目次

序論	1
1. 計画の策定にあたって	2
(1)策定の趣旨	2
(2)計画の構成と期間	2
2. 狭山市の概況	3
(1)地形と位置	3
(2)人口	3
(3)暮らし	4
(4)財政	5
3. 狭山市を取り巻く社会状況	6
(1)本格的な人口減少時代の到来	6
(2)「人生100年時代」における健康と生きがいづくり	6
(3)「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組と次世代に対応した教育の推進	7
(4)人口減少に対応したまちづくりの推進	7
(5)暮らしの安全・安心への意識の高まり	7
(6)環境問題への対応と持続可能なまちづくりの実現	8
(7)経済状況の不透明化と人的資本投資の重要性の高まり	8
(8)多文化共生の実現と多様性の尊重	8
(9)協働の推進	9
(10)持続可能な行財政基盤の確立と行財政改革の推進	9
(11)DXの推進	9
基本構想	11
第1章 将来像	12
第2章 まちづくりの基本理念と基本方針	14
第3章 将来人口	16
第4章 土地利用構想	17
1. 土地利用の方針	17
2. 都市構造	17
3. 都市的土地利用	19
4. 自然的土地利用	19
5. 土地利用転換	19
前期基本計画	21
重点テーマ	22
施策体系図	26
総合計画とSDGs	28
施策の見方	29

目次

第1章 環境共生～環境にやさしい持続可能なまちづくり～	30
第1節 人と自然が共生するまち	30
第2節 地球にやさしい資源が循環するまち	46
第2章 健康福祉～地域の多様な人々が健康で幸せに暮らせるまちづくり～	50
第1節 健康で生き生きと暮らせるまち	50
第2節 こどもが幸せに暮らせる、子育てしやすいまち	66
第3節 高齢者が安心して暮らせるまち	82
第4節 障害の有無に関わらず自分らしく生活できるまち	94
第3章 都市基盤～便利で快適な都市空間を形成するまちづくり～	102
第1節 魅力ある住みやすく便利なまち	102
第2節 安全で快適なまち	122
第4章 産業経済～人を中心に地域の産業が元気になるまちづくり～	138
第1節 働きがいを感じ、働き方を見つけられるまち	138
第2節 企業・事業者が元気なまち	142
第3節 地域産業を活かした魅力あるまち	150
第5章 教育文化～人を育み文化を創造するまちづくり～	166
第1節 豊かな学びで人を育むまち	166
第2節 未来へはばたく“さやまっ子”を育むまち	174
第3節 人権と平和が尊重されるまち	190
第4節 文化を通して豊かな心を育むまち	198
第6章 市民生活～地域でともに支え合う安全・安心なまちづくり～	206
第1節 一人一人が主役のまち	206
第2節 災害対応に優れたまち	214
第3節 安全・安心に暮らせるまち	222
計画推進のために	238
資料	241
第4次狭山市総合計画後期基本計画の達成状況	242
第5次狭山市総合計画策定の流れ	250
1. 策定体制	250
2. 策定経緯	251
第5次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画についての諮問と答申	252
財政予測	254
用語解説	256

第5次狭山市総合計画

序論

- 1 計画の策定にあたって
- 2 狭山市の概況
- 3 狭山市を取り巻く社会状況

1. 計画の策定にあたって

(1) 策定の趣旨

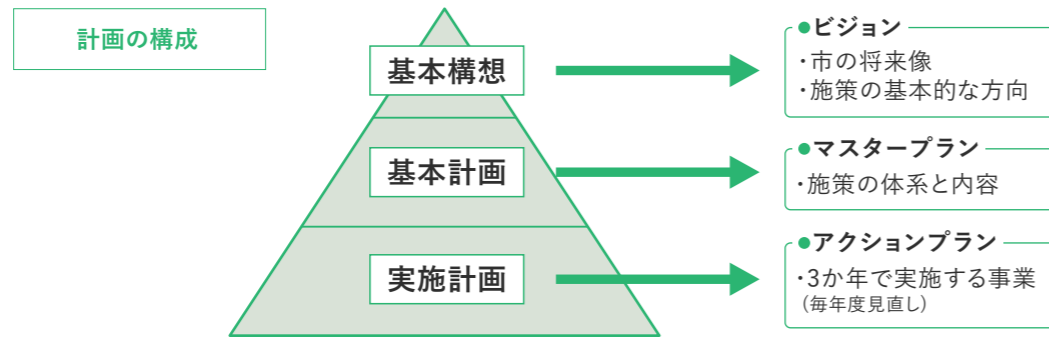
総合計画とは、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて実施する施策や事業の体系と内容を示したものであり、狭山市における最も上位の計画です。

本市では、昭和46(1971)年度に「狭山市総合振興計画」、昭和61(1986)年度に「第2次狭山市総合振興計画」、平成13(2001)年度に「第3次狭山市総合振興計画」、平成28(2016)年度に「第4次狭山市総合計画」を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきましたが、社会情勢が急激に変化している近年において、地方創生を一層推進するにあたっては、地方自治体には、より効率的で柔軟な行財政運営が求められています。

本計画は、このような時代に対応したまちづくりと行財政運営の方向性を示し、本市に関わる全ての人たちとの連携・協働のもとで次世代につながる元気なまちづくりを進めていくために策定するものです。

(2) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成されます。



ア 基本構想 長期的展望に立った狭山市の将来像と、これを実現するための基本理念と基本方針を示したものです。計画期間は令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間です。

イ 基本計画 基本構想をもとに、分野ごとに実施する施策の体系とその内容を示したものです。計画期間は基本構想の10年間を前期・後期に分け、前期を令和8(2026)年度から令和12(2030)年度まで、後期を令和13(2031)年度から令和17(2035)年度までのそれぞれ5年間とします。

ウ 実施計画 基本計画をもとに、向こう3か年で実施する事業を具体的に示したものです。計画期間は3か年とし、毎年度ローリング(見直し)を行います。

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
基本構想	10年											
基本計画	前期5年					後期5年						
実施計画		3年	3年	3年	3年	3年	3年	3年	3年	3年	3年	3年

2. 狭山市の概況

(1) 地形と位置

本市は、東京都心から40キロメートル圏の埼玉県南西部に位置し、武蔵野台地の豊かな緑と入間川の恵みを受け、住みよい住宅都市として、また県下有数の工業都市として着実に歩み続け、大きく発展してきました。



埼玉県狭山市

位置

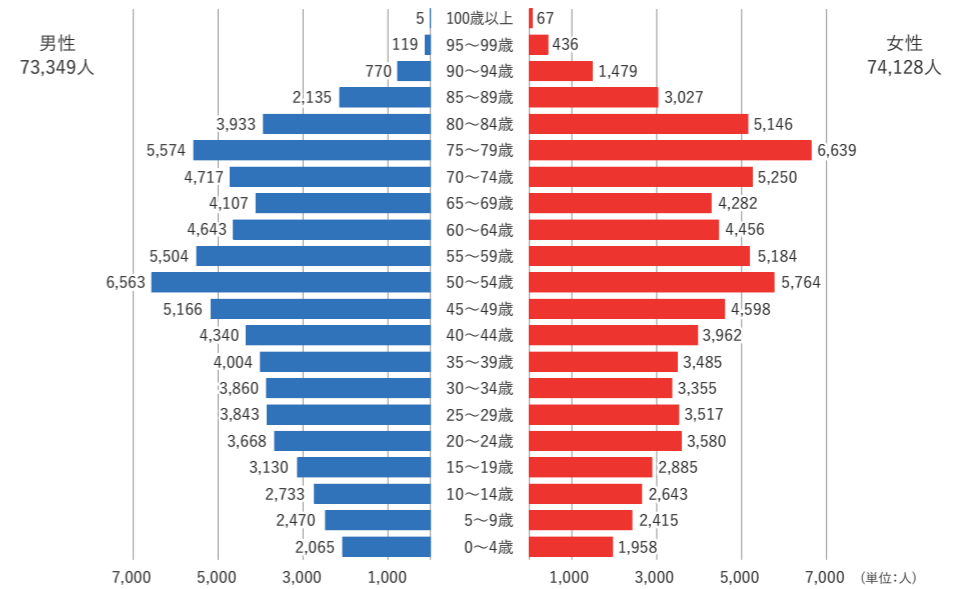
東経 139度24分47秒4716
北緯 35度51分 8秒3013
海拔 77.196m

面積

総面積 48.99km²

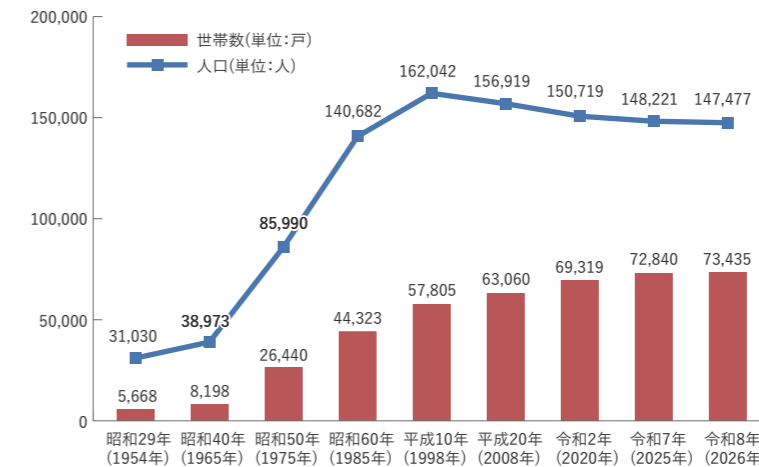
(2) 人口

ア 年齢男女別人口(令和8(2026)年1月1日現在)



イ 住民基本台帳人口・世帯数の推移(各年1月1日現在)

※昭和29(1954)年は7月1日現在
※平成25(2013)年以降は、住民基本台帳に外国人を含む。
(住民基本台帳法改正及び外国人登録法廃止に伴う)

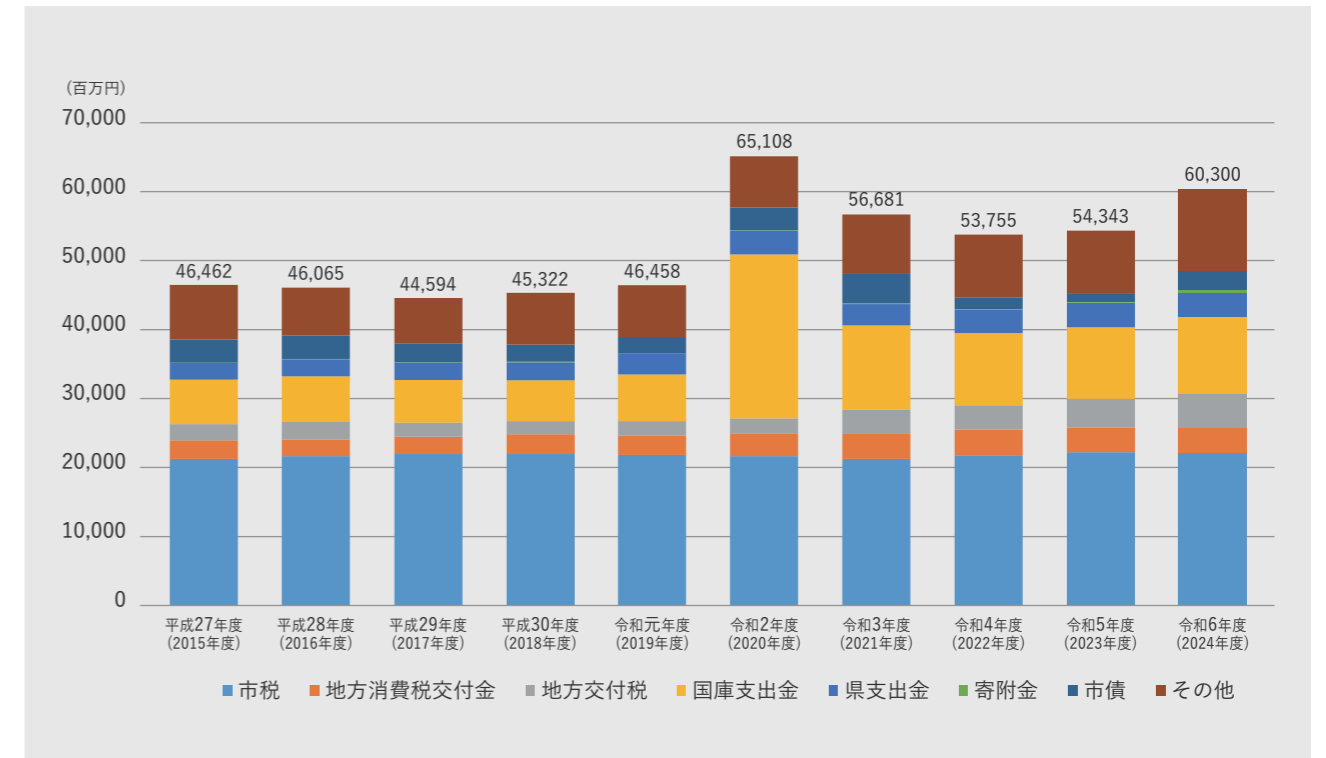


(3) 暮らし

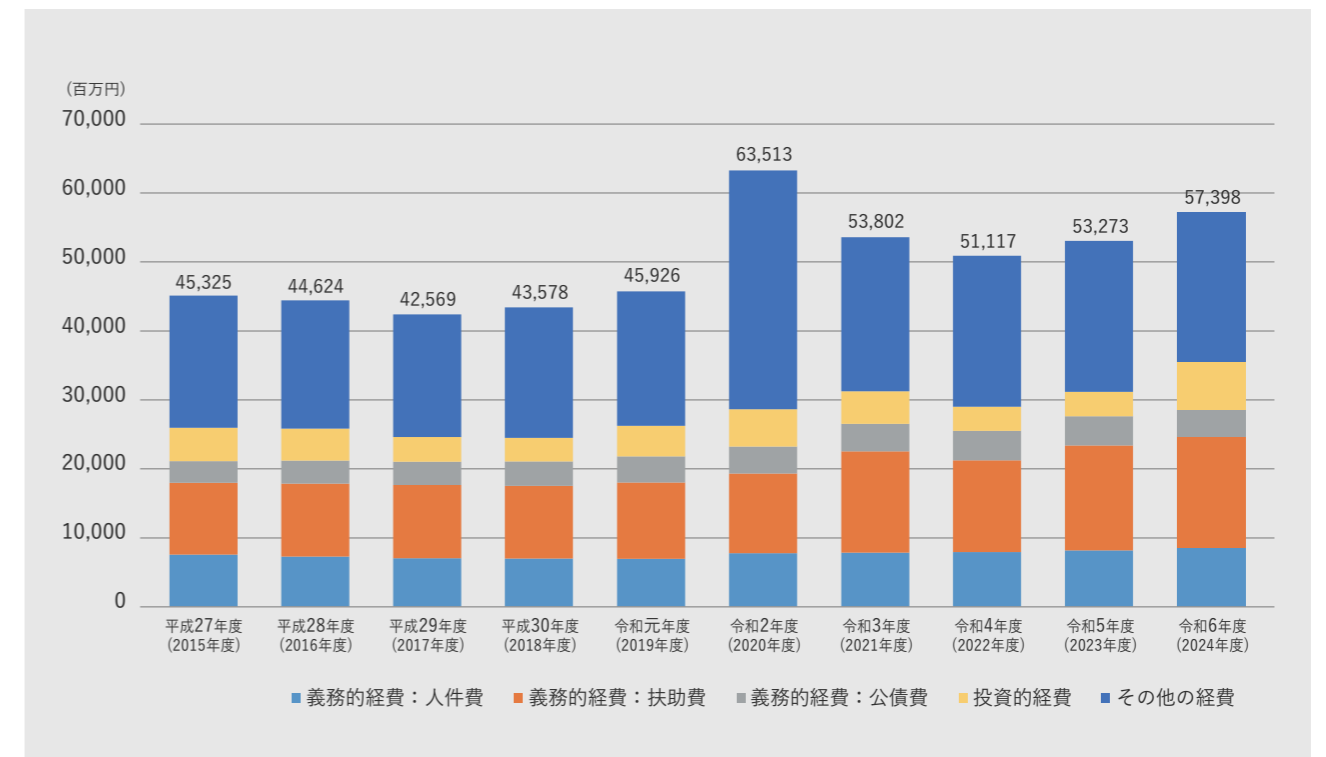


(4) 財政

ア 普通会計決算額(歳入)



イ 普通会計決算額(歳出)



3. 狭山市を取り巻く社会状況



(1) 本格的な人口減少時代の到来

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」において、2100年には我が国の総人口が6,000万人程度まで減少することが見込まれています。国では、若年世代の所得向上と雇用の改善、人への投資の強化による総人口8,000万人の定常化を目指しており、国民一人一人の豊かさや幸福度(ウェルビーイング)を高め、人口減少時代においても成長できる社会を形成していくことが求められています。

(2) 「人生100年時代」における健康と生きがいづくり

総務省の「人口推計」において、令和6(2024)年10月1日現在の65歳以上人口は3,624万人となり、総人口に占める割合も29.3%とその割合は世界で最高となるなど、超高齢社会が進行しており、医療や介護、年金などの社会保障制度の維持や労働力の確保など、あらゆる側面への影響が懸念されています。

一方、「人生100年時代」と言われるように、従来の「老後」の概念が大きく変化するなか、高齢者の就労者数の増加が続くなど、更なる社会参加への期待が高まっています。

今後も、現役世代が急激に減少し、高齢者人口がピークを迎える「2040年問題」に対応するため、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めるとともに、予防・健康づくりの推進と健康寿命の延伸を図ることで、高齢になっても元気に活躍し続けられる社会づくりが求められています。



(3) 「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組と次世代に対応した教育の推進

厚生労働省の「人口動態統計」において、令和6(2024)年の出生者数は68万6,061人で、統計開始以来最少となりました。また、同年の合計特殊出生率は1.15で、人口維持に必要な2.07を大きく下回っており、総人口に占める15歳未満人口の割合も過去最低となっており、社会全体でこどもを産み育てやすい環境をつくるのが急務となっています。

こうしたなか、国は、令和5(2023)年4月にこども家庭庁を設置し、こどもの権利と意思を尊重しつつ、こどもと家庭の福祉や健康の向上など、こどもに係る各種政策を推進し、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

教育については、変化の激しい時代に対応できる人材を育成する場として、その役割がますます重要視されているなか、ICTを教育の質の向上に活用するなどの新しい取組が進められています。

(4) 人口減少に対応したまちづくりの推進

少子高齢化や核家族化の進行を背景に、地域コミュニティの希薄化が進み、自治会の加入率の低下や地域活動の担い手不足が加速することが懸念されています。こどもから高齢者までの多様な世代が地域の中でつながり、それぞれが抱える生活課題の解決に向けて取り組むことが求められています。

また、行政だけで全ての地域課題に対応することが困難になっているなかで、ソーシャルビジネスやESG投資など、企業にも利益追求だけではないパブリックマインドの広がりが見られます。

さらに、地域住民や企業と連携し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進することで、生活環境の維持・確保のみならず、持続的な地域の活性化につながることが期待されています。

(5) 暮らしの安全・安心への意識の高まり

近年、台風や豪雨などの風水害や土砂災害が頻発化・激甚化しています。こうした大規模な災害によって、人々の生活や社会経済活動に甚大な被害が生じることを防ぐためには、ハード・ソフト両面で防災・減災対策を講じることが必要です。

また、全国的に減少傾向にあった刑法犯認知件数が、近年では増加傾向にあり、犯罪の巧妙化や凶悪化が進み、高齢者が被害にあうケースが増加しており、安全・安心なまちづくりへの意識が更に高まっていることから、行政と関係団体との連携の強化や、見守り活動の充実など、社会全体で安全・安心の確保に取り組むことが求められています。

(6) 環境問題への対応と持続可能なまちづくりの実現

地球規模での気候変動により、自然災害の激甚化、生物多様性の喪失、干ばつや洪水による水・食糧不足などが世界各地で引き起こされています。平成27(2015)年に採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標として世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ1.5°Cに抑えることを掲げるなど、持続可能な社会の構築に向けた動きが世界的に進められています。

我が国では、地球温暖化対策として、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大や一層の省エネルギーの推進が求められており、それに加え、自然環境や生態系の保全、ごみ排出量の削減なども求められています。

(7) 経済状況の不透明化と人的資本投資の重要性の高まり

ロシアのウクライナ侵略や米中対立などの地政学リスクの高まりは、エネルギー価格の高騰や原材料の供給不足など、企業の事業活動に多様で多大な影響を及ぼしています。

我が国では、今後も生産年齢人口の減少が続くなか、女性や高齢者、外国人、障害者など誰もが働きやすい環境を整備し、必要な労働力を確保するとともに、AIなどのデジタル技術を活用した労働生産性の向上が求められています。

製造業については、地政学リスクなどへの備えの観点から国内投資への重要性が高まり、人手不足が強まっている一方、グローバルビジネス展開を急拡大させており、売上の過半を海外市場で稼ぐ構造にシフトしています。

商業については、日本国内のインターネットによる商取引は年々拡大を続けている一方、地域内のつながりや顔の見える関係を大切にしながら地域経済の好循環を目指すローカルエコノミーの重要性が再認識されています。

農業については、担い手の高齢化や後継者不足が深刻化するなか、農地の集積・集約化の動きや、ICTやロボット技術を活用したスマート農業などの取組が広がりを見せています。

(8) 多文化共生の実現と多様性の尊重

ヘイトスピーチやインターネット・SNS上での誹謗中傷、外国人や性的少数者に対する差別など、様々な人権問題が顕在化しています。バックグラウンドや年齢、性別、国籍、障害、性自認などの属性に関わらず、地域社会から排除されることなく、全ての人が地域社会の一員として社会参画することができる、誰一人取り残さない社会的包摂による地域共生社会の実現が求められています。

また、多様性を認め、誰もが自分らしく活躍し、人として尊重され、共に生きる社会を築くために、男女共同参画社会の推進や障害者への合理的配慮の推進、インクルーシブ教育の推進など、あらゆる面からの取組が求められています。

**(9) 協働の推進**

地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、地域課題も複雑化しています。市民ニーズの多様化や社会の変化に対応するため、様々な主体が、地域の担い手として協働することが求められています。

本市では、平成31(2019)年に「狭山市協働によるまちづくり条例」を制定し、市民、団体、事業者及び市が目的を共有し、それぞれの役割を認め合いながら連携し、地域の課題を解決し、心豊かで活力に満ちた地域社会を実現する協働によるまちづくりが進展しています。

(10) 持続可能な行財政基盤の確立と行財政改革の推進

生産年齢人口の減少や高齢化の進行による社会保障経費の増加により、地方財政は厳しい状況にあります。持続可能で安定的な行財政運営を行っていくためには、歳入面において、地域経済の活性化により地方税などの自主財源の増加に努めるとともに、歳出面において、老朽化が進行する公共施設の再編やインフラの適正な維持管理のほか、更なる行政サービスの重点化・効率化を進めることが求められています。

また、行政課題に的確に対応できる職員の育成や体制づくりが求められています。

(11) DXの推進

スマートフォンやタブレット端末を利用したモバイル通信の普及により、デジタル化が市民の身近な生活にも深く浸透し、企業活動においてもコロナ禍を機にテレワークやオンライン会議などの導入が加速しました。

国はデジタル庁を設置しデジタル化の推進に力を入れており、急速に普及が拡大している生成AIをはじめとしたICTの活用で私たちの社会や経済活動を更に変革していくDXの推進が期待されています。

一方、デジタル化によるプライバシー侵害やデータの流出、偽・誤情報の流通・拡散といったリスクに対し、世界的にも規制やルールの議論が進められています。また、インターネットなどの情報通信技術を利用できる人と利用できない人の間に生じる格差を解消し、デジタル化の恩恵を最大限に享受するために、社会全体が一体となって、これらの課題の克服に取り組むことが求められています。

